小学6年　社会

日本国憲法の三つの原則

国民主権・基本的人権の尊重・平和主義

自分で 考えて 書きましょう。わからない ときは、QRコードで 動画の 場面を 見よう。

(1) 「選挙で 代表を 選ぶ」「だれもが 学校で 学べる」「争いを 戦争で 解決しないと 定める」は、それぞれ 三つの 原則の どれと 関係が 深いですか。

動画で 見る
場面 2
「国民主権」

(2) 日本国憲法に 定められた 国民の 義務を 三つ 答えましょう。

動画で 見る
場面 7
「国民の 義務」

小学6年 社会 答え

日本国憲法の三つの原則

国民主権・基本的人権の尊重・平和主義

1 「選挙で 代表を 選ぶ」「だれもが 学校で 学べる」「争いを 戦争で 解決しないと 定める」は、それぞれ 三つの 原則の どれと 関係が 深いですか。

ヒント 政治を 決める 力、生まれながらの 権利、争いを 戦争で 解決しない こと、のどれかを 考えよう。

答え **「選挙で 代表を 選ぶ」は 国民主権、「だれもが 学校で 学べる」は 基本的人権の 尊重、「争いを 戦争で 解決しないと 定める」は 平和主義と 関係が 深いです。**

2 日本国憲法に 定められた 国民の 義務を 三つ 答えましょう。

ヒント 教育・勤労・税金に 関係が あります。

答え **子どもに 教育を 受けさせる 義務（保護者が 負う 義務）、勤労（働くこと）の義務、税金を 納める 義務です。**